

# みどりみらい ぐんじとしのりの議会報告

2002/11/10 Vol. 113 西の原 2-3-6-104 TEL/FAX  
45-8362

E-MAIL ID / toshigunji@hotmail.com

## 印西市議会/平成 14 年第 3 回定例会報告 ( 6 )

### ～ 住基ネットを考える ( 1 )

いつもお世話になっております。印西市議会(9月定例会)は、9月26日(木曜日)にて、閉会しました。今回は、9月議会での私の一般質問と市当局の回答を中心にご報告をさせていただきます。あわせて、私が所属しております「文教福祉常任委員会」のご報告をいたします。

9/6(金曜日)に、個人質問に立ちました。以下、市当局の回答です。

#### 1. 住民基本台帳ネットワークシステム導入について

杉並区では、住基ネット導入について、住民のプライバシー保護の観点から早々と危惧を表明し、「住民基本台帳に関わる個人情報の保護に関する条例(住基プライバシー条例)」を施行するとともに、住基法が定めた区長に対する「適切管理義務」の規定を挙げ、「住基ネットへの不参加は適法な行為だ」として、住基ネットへの離脱を表明し、行政機関個人情報保護法案に罰則がないなどの点を挙げ「確固たる法案が成立するまでは参加しない」と述べた。私も、2000年3月のまちづくり研究会代表質問にて、「住民基本台帳法改正と個人情報保護条例」について質問し、回答を得ているが、現在に至るまで、印西市では住民基本台帳ネットワークシステム導入にあたってどのような検討がなされたのであろうか。

##### 1-2 「住基プライバシー条例」の検討はされなかったのか。 今の印西市の個人情報保護条例で充分だと考えたのか。

(回答/総務部長) 住民基本台帳法では、本人確認情報は法律で規定されている事務以外に利用できないことになっております。その住民基本台帳法の一部改正に伴います住基ネットワークシステム導入は、法によって十分に保護されているものと考えております。また、本市においては、「印西市個人情報保護条例」が制定されており、今回の稼働および情報提供に伴う、住基ネット接続と市のセキュリティ対策につきましては、「印西市個人情報保護審査会」に諮問をし、相当であるとの意見をいただいております。このようなことで対応できるものとして、「住基プライバシー条例」についての検討はいたしませんでした。

(ぐんじとしのりより皆様へ)

なぜ、杉並区では住基プライバシー条例が施行されているのか。個人情報保護条例と住基プライバシー条例との違いは何か？ その差が充分理解されているとは思わないが、印西市ではどう検証したのか？ というのがこの質問の趣旨です。私は、「個人情報保護条例は住基ネットを意識したものではないから、住基ネットにかかわることでの被害防止を独自に考えていないのでは？」と考えるわけですが、審査会の答申、およびその答申をうけた印西市ではそれでも、相当だと考えたようです。

現在、離脱を表明している自治体は、「この個人情報保護法が成立しないかぎり、住民を守る立場として参加は難しい」とする理由は明快です。(私は個人的には前提がどうであれ、住基ネットを認めるつもりはありません。)

もう一度このシステムの概要を考えていただきたいのですが、このシステムは、市区町村が住民登録をしている全ての人に「住民票コード」をつけて、「本人確認情報(氏名、生年月日、性別、住所、住民票コード、これらの変更情報(付随情報))を都道府県へ通信回線で送信し、さらに全国センターに送信し、集中管理して国等へ提供する。。。というものです。

政府が説明する住基ネットのメリットのひとつに、行政機関へ申請・届出を行う際、住民票の写しの添付の省略が可能となります。という項目があります。なぜか？住民の居住確認が必要な10省庁管轄の93の事務が各省庁で端末を叩く事により、瞬時にわかるからです。しかし、これこそ、情報の中央管理化ではないのでしょうか？例えば、来年から全国どこでも住民票がとれるようになります。住民票の広域交付を切実に望んでいる人はどのくらいいるのでしょうか？総務省が住基ネットのメリットとして「住民サービスの向上」とともに「行政の効率化」を挙げています。住基ネットによる効率化で年間約130億円が節約されると説明しています。しかし、これもまやかashiではないのでしょうか。システムを構築するのにいくらかかるか？維持するのにいくらかかるか？それよりも、問題は行政コストと基本的人権を引き換えにできないということです。あらゆる個人情報データをコンピュータの前に座るだけで見ることができれば、行政にとって便利なのは当然です。しかしそれでは、私たちのプライバシーはなくなり、基本的人権は損なわれる。私たちは「主権者」であって、行政に管理される「主体」ではない。住基ネットのもたらす「行政の効率化」は管理の効率化でしかない。誰にとっての「行政の効率化」かは、しっかりと考えてもらいたいと思います。

私はどうしてもこの住基ネットは、中央集権化のためのシステムだと考えてしまいます。国民総背番号制ではないかと。(そのために、私は不安を抱き、平成12年の3月議会にてまちづくり研究会の代表質問をしているわけです。) 住基ネットは電子政府の入り口であると同時に、国民監視社会を迎え入れる危険性をはらむのではないのでしょうか？ それならば、「見きり発車など」許されるはずがないと思います。そもそも、個人情報保護法の整備が住基ネット実施の前提ではなかったのでしょうか？ 現在、どのような状況かは皆様ご存知だと思います。

住基ネットの質問に関しては、執行部の回答を聞いていて、「誰のための自治体なのか？」ということを考えてしまいました。 次回もこの紙面を使い、皆様と考えていきたいと思います。

### **文教福祉常任委員会が開催されました。**

10月25日(金曜日)に文教福祉常任委員会が開催され、以下の項目について、執行部より以下の説明がございました。

#### (1-1) 次期老人福祉計画について

計画期間を平成15年度～平成19年度とした福祉計画を現在、策定中です。

今回、その計画の素案が提示され、基本的な考えや基本理念の説明がありました。

#### <基本的な考えや基本理念>

印西市の理想とする高齢社会の目標像。。。「共に支え合う いきいき元気 生涯現役のまち」(基本理念は、「自立と主体性」、「健康と生きがい」、「参加とふれあい」、「支え合い・連携」という4つから構成されております。)

#### (1-2) 介護保険事業計画の見直し状況について

来年度からの介護保険料の予定金額に関する説明がありました。(第1号被保険者保険料金は厳しい状況の中、20%程度の値上げが予想されます。)

#### (2) 保育料について

来年度より、所得階層区分が細分化され、多くの該当者が減額になる見込みです。

#### (3) 教育の諸問題について

「学校施設について」「西の原中学校の増築について」「草深小学校の現状と課題について」それぞれ、市の教育部局より説明がありました。

いつもご声援、ご支援ありがとうございます。この紙面へのご意見に限らず、市政全般へのご提言、ご批判、皆様からのご相談はいつでも承ります。あるべき市政の姿を求めて皆様と一緒に考えていきたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。 ぐんじとしのり